

# 長 峰 小 学 校 父 母 教 師 会 規 約

## 第1条 名 称

この会に「長峰小学校父母教師会」と称し事務所を長峰小学校におく。

## 第2条 目 的

この会は学校家庭社会の積極的な協力により民主的教育の振興をはかることを目的とする

この会は政党に無関係であり営利を目的とせず宗教にもかかわらない。

この会は学校行政の指導ないし教育方針の干渉を企図しない。

## 第3条 事 業

この会の目的を達成するために次の事業を行なう。

- 1 学校教育への全面的援助協力
- 2 教育についての研究調査の実施
- 3 学校の補助的な施設資財の整備への援助
- 4 会員の福祉増進知識教養の向上
- 5 児童福祉に関係ある事業促進のために学校と公共諸機関との協力促進

## 第4条 会員の資格

次の者はこの会の会員となることができる。

- 1 在籍児童の父母または保護者
- 2 本校の教員および職員
- 3 本校の通学区域に居住しこの会の目的に賛同するもの

## 第5条 会 費

会費の額は総会で決める。

会員は正規の会費を納めなければならない。

## 第6条 会員の権利と義務

会員はすべて同等の権利と義務を有する。

会員はすべてこの会の活動に積極的に参加するものとする。

会員はすべてこの会の運営について意見をのべることができる。

会員は男女別年令社会的または経済的地位その他いかなる形においても差別されない

## 第7条 役 員・役員会

この会に次の役員をおく。

会長1名、副会長4名(男女各2名)、書記3名(教頭・主幹を含む)、会計2名、監査委員2名  
会長副会長書記会計で役員会を構成し、会の運営に必要な事項について審議し、実行理事会・総会に提案する。

## 第8条 役員の仕事

会長は、会務を統轄し会合を主宰し外部に対して会を代表する。

副会長は、会長を補佐し会長不在の場合はその代理をする。

書記は、次に掲げる記録を正確かつ完全に保管し、毎年度末これらの記録を一括して後任者にひきつぐ。

1. 会 則
2. 当該年度の人事録
3. 会議の議事要録
4. 予算決算書類
5. 役員会又は委員会の報告書
6. 往復文書

会計は、会の経費を収納し且正規の承認を得て経費の支払いを行う。

会計は、いっさいの収支について正確な記録を行う。

会計は、毎年度当該年度決算報告書を総会に提出して全会員に報告する。

会計は、上記の任務のすべてに遺漏のないようにつとめ副会計は正会計の補佐をする

会計簿は、随時会員の何人でも点検することができる。

監査委員は、会計監査を行いその結果を総会に報告する。

## 第9条 役員を選出

役員は総会において選出する。 選出手続の内規は別に定める。

## 第10条 役員任期

役員任期は1年とする。但し再任を妨げない。

## 第11条 総会

年1回総会を開く。総会は、本会の最高議決機関とする。 臨時総会は全会員の1割以上の要請があった場合、又は会長が必要と認めた場合に、会長が招集する。

## 第12条 経費

この会の経費は会費および承認を受けた事業の収入その他正規の承認財源をあてる。

この会は特定の個人又は団体からの財政的援助の故をもって如何なる義務を負うものではない。

## 第13条 会計年度

この会の会計年度は、4月1日に始まり3月31日に終わる。

## 第14条 顧問 参与

この会の運営を有効ならしめるために顧問をおく。このほか顧問の人数は定めないが、次に該当するものを総会において推薦することができる。

長峰小学校長に顧問をお願いする。

校区内市議会議員・前会長関係・中学校長・学校医その他適当と認める者。

参与には校区内町内会長を推薦することができる。

## 第15条 顧問 参与の任務

顧問参考与は、会の要請に応え会の運営に協力する。

## 第16条 実行理事会の構成と任務

実行理事会は次の役員をもって構成する。

会長1名・副会長4名・書記2名・会計2名・地区委員7名・学年委員長6名・生活指導委員長1名・成人教育委員長1名・保健体育委員長1名・施設設備委員長1名・広報委員長1名・子ども会育成会会長1名・顧問1名

但し、地区給食係長は必要に応じて実行理事会に出席するものとする。

実行理事会は役員会より提案された事項について審議し、必要により総会に提案し実行を促進する。この実行理事会は、総会に次ぐ議決機関とする。

## 第17条 委員・委員会

この会に次の委員をおき、それぞれ委員会を構成し活動する。

地区委員・生活指導委員・地区給食係 以上各地区1名選出

学級委員 各学級男女1名ずつ選出

また学級委員は、次の委員会の一つに所属し活動する。人数の配分については役員会で検討し実行理事会で決定する。

生活指導委員会・成人教育委員会・保健体育委員会・施設整備委員会・広報委員会に学校側選出委員として職員も各委員会に若干名ずつ所属するものとする。

## 第18条 委員・委員会・係の任務

1. 地区委員会 地区委員は各地区の代表として実行理事会に出席する。

2. 生活指導委員会 生活指導委員は、児童の校外における生活を観察し、他団体との連携を密にしながらかその安全な生活と非行化防止に努め児童の健全育成を図る。

3. 成人教育委員会 成人教育委員は、会員の教育理解と教養の向上に努める。

4. 保健体育委員会 保健体育委員は、児童の健康の保持増進と体育面の振興に寄与する。

5. 施設整備委員会 施設整備委員は、学校教育環境の実状を把握し、望ましい学校施設整備の整備充実に努める。

6. 広報委員会 広報委員会は、PTA活動を積極的に推進するために広報的活動を行う。

7. 学級委員会 学級委員は、当該学校の担任と連絡を密にし学級の実態に則し、学年間の調整

を図りながら教育目標の達成とその充実向上をめざす。

学年委員長は、委員の互選により選出し、実行理事会に出席する。

8. 地区給食係は、当該町内の給食費の集金事務を行う。

#### 第19条 委員長

各委員会に委員長をおく。委員長は当該委員の互選による。

委員長は委員会を主宰し問題によっては役員会に提議する。

#### 第20条 委員会の会合

委員会は定期的に又は随時必要に応じて開かれる。

委員会はその協議事項に応じて全体委員会又は部門委員会として開かれる。

委員会は会長の許可を得て委員長が招集する。但し全体委員会は会長が招集する。

#### 第21条 委員の任命

委員は各地区又は各学級の推薦をまって会長が任命する。

#### 第22条 委員の任期

委員の任期は1年とする。但し再任を妨げない。

#### 第23条 規約の改正

規約に関する改正案は全会員の1割以上の賛成を得、その改正案を審議する総会の少なくとも1ヵ月前に提議する。改正案の採択は総会において全会員の過半数によって是認されるものとする。

#### 第24条 規約の発行

この規約は昭和52年4月25日より実施する

この規約は昭和58年5月21日（総会の日）より実施する

16条・18条・19条を挿入する

この規約は平成元年6月13日（14条・16条改正）より実施する

この規約は平成11年4月18日（11条・16条・17条・18条改正）より実施する

この規約は平成14年4月14日（16条・17条・18条改正）より実施する

#### 第25条 付 則

##### 1. 役員選出の手續 内規

(1) 各地区委員は当該年度の終わる3月末日までに次年度の地区委員予定者を定めて事務局へ報告する。

(2) 前年度実行理事会において3月下旬までに新年度の役員選出をなし内諾を得ておくものとする。

(3) 総会においては上記手続きによって推薦された役員を承認するものとする。

##### 2. 委員の正式就任の内規

総会において選出された会長はその総会においてさきに選出された地区委員予定者並びに学級選出の委員を任命するものとする。

### 修 改 正

第1次 昭・52・4・25

第2次 昭・55・4・26

第3次 昭・58・5・21

第4次 平・元・6・13

第5次 平・11・4・18

第6次 平・14・4・14

第7次 平・20・4・27

## 長峰小学校父母教師会慶弔規定

### 1. 見舞の部

- (1) 教職員が病気や怪我などで2週間以上休職の場合は、5000円を包み職員代表がこれを見舞う。
- (2) 児童が病気や怪我などで2週間以上欠席の場合は、5000円を包み学級担任がこれを見舞う。
- (3) 職員並びに児童が非常の災害を受けた場合は、会長、副会長、校長協議の上で適当の見舞いをする。

### 2. 弔の部

- (1) 教職員死亡の場合は、PTAより20,000円を弔儀料とし、会長および役員が会葬し会長および校長は弔辞を呈する。
- (2) 児童死亡の場合は、PTAより20,000円を弔儀料とし、会長、学級委員、全職員及び当該学級の児童が会葬する。  
同一学級代表は弔辞を呈する。
- (3) 教職員の同居父母死亡の場合は、5,000円を弔儀料とし会長、校長、職員代表が会葬する。
- (4) 会員（保護者）死亡の場合は、20,000円を弔儀料とし、役員、全職員及び当該学級児童が通夜に参列または会葬する。
- (5) 教職員の子の死亡の場合は、10,000円を弔儀料として全職員、会長が会葬する。
- (6) PTA会長、副会長死亡の場合は、20,000円を弔儀料とし役員、全職員が会葬し、会長（副会長）は弔辞を呈する。
- (7) PTA会長、副会長の両親又は配偶者、子女死亡の場合は、5000円を弔儀料として包み、会長、副会長、教職員代表が会葬する。
- (8) PTA会長、副会長の配偶者、子が死亡の場合は、10,000円を弔儀料として包み、会長、副会長、教職員代表が会葬する。
- (9) その他有志の場合は、会長、副会長、校長協議の上弔儀料を包み会葬する。

### 附 記

- (1) 上の事項に該当しない場合は、会長、副会長、校長協議の上決定する。
- (2) この規定により贈与を受けた者は、一切返礼をしない。
- (3) この規定は、昭和52年4月1日より実施する。
- (4) この規定は、平成元年6月13日より実施する。
- (5) この規定は、平成20年4月27日より実施する。
- (6) この規定は、平成27年4月25日より実施する。
- (7) この規定は、令和2年5月8日より実施する。
- (8) この規定は、令和4年4月1日より実施する。 (追加)